

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 阿賀町 (都道府県: 新潟県)

本事業の担当部局名 まちづくり観光課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)						
個別事業名	阿賀町結婚新生活支援補助金	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 令和3 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	900,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) 阿賀町では第2次総合計画(2015年度~2024年度)において計画終了時点の目標人口を10,113人以上とし、令和元年度(2019年度)までの前期基本計画の中で、保育サービスの充実や子育て支援センターの質の向上、空き家バンクの活用や定住者サポート等の人口減対策を展開した。 しかしながら前期計画終了時には令和7年に総人口が10,000人を割る推計となり、人口減少に歯止めがかかっていない結果となった。特に出生数は平成28年にそれまで保っていた年間40人を切り、令和元年は27人まで減少しており、緊急に対策を講じる必要がある。上記を踏まえ、後期基本計画において基本目標1として「豊かな自然の中で育む結婚・出産・子育て環境を充実」を掲げた。重点施策は下記のとおりであり本事業は基本施策1-2に位置づけられている。 基本施策1-1 子育て支援の充実 基本施策1-2 結婚支援対策の推進 基本施策1-3 学校教育の充実と愛郷心を育む環境づくり						
	「結婚支援対策の推進」の一環として、結婚に要する経済的負担の軽減のため、令和2年度より以下の取り組みを行っている(一般財源)。 ・新婚世帯への新築住宅建築奨励金の支給 ・新婚世帯への中古住宅改修奨励金の支給 ・新婚世帯への空き家バンク住宅の家財道具処分奨励金の支給 ・新婚世帯への賃貸住宅居住奨励金の支給 ・新婚世帯への町外通勤助成金の支給						
	上記支援を行っているところだが、支給の要件に当てはまらないケースもあり、支援メニューを増やす必要がある。本個別事業により、新婚世帯への支援をさらに拡張し、経済的な不安を軽減することで、少子化の要因の一つである婚姻件数の低下解消を目指す。						
	(本個別事業における現状と課題)						
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合					
【対象費目】							
<input type="checkbox"/>	家賃	<input type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【その他独自要件】							

2. 申請見込

①新規世帯見込

上記のうち	2	世帯
ともに29歳以下	1	世帯

左記以外	1	世帯
------	---	----

【積算根拠】

1件(支給見込み世帯数29歳以下)×60万円(補助限度額)×1/2(補助率)=300,000円
 1件(支給見込み世帯数39歳以下)×30万円(補助限度額)×1/2(補助率)=150,000円
 2件=①×②×③
 ①令和4年度婚姻件数見込み 4件
 (令和4年4月～令和5年1月の実績+令和5年2月～3月実績に2月～3月における令和3年から令和4年の減少率を乗じた)
 ②令和2年度実績より、婚姻時における年齢が夫婦ともに39歳以下である世帯は、婚姻数全体の80%。さらに夫婦ともに29歳以下が50%。
 ③令和2年度実績より、婚姻後転出せず現在まで町に留まっている世帯は、②の85%
 ④令和4年1月時点で39歳未満の平均所得は男性2,227千円、女性1,422千円であることから、全婚姻世帯が夫婦ともに所得500万円未満と仮定。

【令和4年度申請状況】

(令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月)

申請 見込 世帯数 0 世帯

見込世帯数 対象経費支出予定額	継続補助実施の有無	無	世帯 円

3. 広報の実施予定

広報あが、町ホームページへの記載
 「阿賀町で暮らそう(移住定住の奨励金パンフ)」に掲載、戸籍の窓口設置
 「阿賀町ガイドブック(定住促進パンフ)」5,000部に掲載、町内全戸配布

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		町の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数	件	12 (令和7年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.37(令和3年)	
	婚姻件数	件	22 (令和3年)	
	婚姻率	%	2.6 (令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	50	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	新潟県の結婚・子育てポータルサイトを活用して事業周知を行う。また、新潟県ハートマッチにいがたの入会料を補助する。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	移住イベントでの告知、書籍など移住に関する媒体でのPR			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体

像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つけた課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。